

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【四半期会計期間】	第94期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	センコー株式会社
【英訳名】	SENKO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 泰久
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
【電話番号】	大阪 06（6440）5155（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理担当 和田 定晋
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝二丁目5番6号
【電話番号】	東京 03（5730）7003（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員ケミカル物流営業本部長 菅野 正人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） センコー株式会社ケミカル物流営業本部 （東京都港区芝二丁目5番6号） センコー株式会社東京主管支店 （東京都江戸川区臨海町四丁目3番1号） センコー株式会社名古屋主管支店 （愛知県名古屋市西区牛島町5番2号）

（注） 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第93期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第94期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第93期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益(百万円)	52,009	58,899	227,692
経常利益(百万円)	1,415	1,526	6,232
四半期(当期)純利益(百万円)	487	654	2,946
純資産額(百万円)	53,290	59,562	55,123
総資産額(百万円)	154,805	170,769	168,131
1株当たり純資産額(円)	472.05	463.50	489.99
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	4.44	5.89	26.83
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	4.00	5.31	24.16
自己資本比率(%)	33.5	33.9	32.0
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,190	1,836	6,120
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	555	2,046	2,234
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	942	2,440	1,164
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	9,098	13,567	14,504
従業員数(人)	7,576	7,870	7,761

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに連結子会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	セグメントの 名称	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金 援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					当社役員 (人)	当社職員 (人)			
(連結子会社) 大連三興物流 有限公司	中国遼寧省 大連市	5,500 万元	物流事業	51	1	3	無	有	無

(注) 前連結会計年度まで持分法非適用の非連結子会社でありましたが、重要性が増したことにより新たに連結子会社としたものであります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	7,870 [6,013]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	3,336 [2,183]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

2. 従業員数には、退職者8人を含んでおりません。

第2【事業の状況】

1【営業実績】

当第1四半期連結会計期間における営業実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	営業収益(百万円)	前年同期比(%)
物流事業	51,406	6.1
商事・貿易事業	6,711	133.6
その他事業	782	11.0
合計	58,899	13.2

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日～平成22年6月30日以下「当第1四半期」)におけるわが国の景気は、輸出の増加や政府の経済対策効果により持ち直し、回復基調にありますが、今年5月以降、景気の回復に一服感が出ており、景気回復のペースはやや鈍化しております。

物流業界におきましては、平成22年度も内需に力強い回復が見込めないことから、国内貨物輸送量は11年連続のマイナスになる見込みであり、引き続き厳しい経営環境にあります。

このような環境の中、当社グループは「Moving Global」をコーポレートスローガンとした新たな中期経営三ヵ年計画の初年度として、4月に福井PDセンターを新たに開設いたしました。5月にはカザフスタンのホルゴスで新たに物流事業を開始すべく現地企業と合弁会社を設立いたしました。また、6月には中国の青島において日中一貫ファッション物流の拡大のため、現地企業を含む3社で合弁会社を設立することに合意いたしました。

この結果、当第1四半期においては、新規顧客の開拓を積極的に行ったこと、流通ロジスティクス、住宅物流及びケミカル物流の各既存事業の売上が伸長したこと、M&Aでグループ会社となった株式会社丸藤等の売上が寄与したこと、石油販売事業が伸長したこと等により、連結営業収益は588億99百万円と対前年同期比13.2%の増収となりました。

一方、利益面においては、料金改定や燃料費の上昇といったマイナス要素がありましたが、売上の伸びでこれをカバーし、連結営業利益は14億79百万円と対前年同期比8.0%の増益、連結経常利益は15億26百万円と対前年同期比7.8%の増益、連結四半期純利益は6億54百万円と対前年同期比34.2%の増益となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

物流事業

積極的な新規開拓及び既存事業の売上が伸長したことが寄与し、事業収入は514億6百万円と対前年同期比6.1%の増収となりました。

商事・貿易事業

M&Aで株式会社丸藤がグループ会社になったこと及び石油販売事業が伸長したことが寄与し、事業収入は67億11百万円と対前年同期比133.6%の増収となりました。

その他事業

受託計算事業が伸長したことが寄与し、事業収入は7億82百万円と対前年同期比11.0%の増収となりました。
<ご参考>

当社は当第1四半期より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用し、セグメント区分を従来から変更しております。前第1四半期の事業収入を新たなセグメント区分で組み替えると次の通りです。

セグメントごとの営業収益

(単位:百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	増減率
物流事業	48,431	51,406	6.1%
商事・貿易事業	2,872	6,711	133.6%
その他事業	704	782	11.0%
合計	52,009	58,899	13.2%

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金および現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて9億37百万円減少し、135億67百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間に比べて6億46百万円減少し、18億36百万円の支出となりました。これは、税金等調整前当期純利益が12億30百万円、減価償却費が13億26百万円となったものの、賞与引当金の減少による17億89百万円の資金の減少及び法人税等の支払額が16億99百万円となったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間に比べて14億91百万円減少し、20億46百万円の支出となりました。これは有形固定資産取得に12億85百万円支出したこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間に比べて33億82百万円増加し、24億40百万円の収入となりました。これは株式発行による収入が38億39百万円、短期借入金の返済による支出が5億円、配当金の支払いによる支出が4億6百万円あったこと等によるものです。

(3) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

前連結会計年度末において計画中であった設備の新設、除却等のうち、当第1四半期連結会計期間において完成したものは次のとおりであります。

セグメントの名称	設備名	金額(百万円)	着手年月	完了年月
物流事業	車両代替及び増車 荷役設備代替及び増設	820	H22.4	H22.6
	金沢PDセンター用地購入 及び建設	1,228	H21.12	H22.6
	福井PDセンター建設	647	H21.8	H22.4
	茨城危険品倉庫建設	206	H22.1	H22.5
商事・貿易事業	非生産性設備	54	H22.4	H22.6
その他事業	その他生産設備・非生産性設備	16	H22.4	H22.6
	合計	2,971		

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	294,999,000
計	294,999,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	126,989,476	128,989,476	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	(注)3
計	126,989,476	128,989,476	-	-

- (注) 1. 平成22年7月22日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が2,000,000株増加いたしました。
2. 「提出日現在発行数」には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
3. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株です。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年6月28日定時株主総会決議(第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション))

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	55(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)2
新株予約権の行使期間	自平成19年7月21日 至平成39年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 332 資本組入額 166
新株予約権の行使の条件	当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員 のいずれかの地位を有する時は新株予約権を行使する ことが出来ない。(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

平成19年6月28日定時株主総会決議（第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション））

	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）	
新株予約権の数（個）	12（注）1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,000（注）1	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり	1（注）2
新株予約権の行使期間	自平成19年7月21日 至平成39年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格	332 資本組入額 166
新株予約権の行使の条件	当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員 のいずれかの地位を有する時は新株予約権を行使する ことが出来ない。（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要す るものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	

平成20年5月14日取締役会決議（第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション））

	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）	
新株予約権の数（個）	63（注）1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	63,000（注）1	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり	1（注）2
新株予約権の行使期間	自平成20年7月2日 至平成40年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格	375 資本組入額 188
新株予約権の行使の条件	当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員 のいずれかの地位を有する時は新株予約権を行使する ことが出来ない。（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要す るものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	

平成20年6月27日定時株主総会決議（第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション））

	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）	
新株予約権の数（個）	17（注）1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	17,000（注）1	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり	1（注）2
新株予約権の行使期間	自平成20年7月2日 至平成40年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格	375 資本組入額 188
新株予約権の行使の条件	当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員 のいずれかの地位を有する時は新株予約権を行使する ことが出来ない。（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要す るものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	

平成21年5月19日取締役会決議（第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション））

	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）	
新株予約権の数（個）	74（注）1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	74,000（注）1	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり	1（注）2
新株予約権の行使期間	自平成21年7月2日 至平成41年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格	280 資本組入額 140
新株予約権の行使の条件	当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員 のいずれかの地位を有する時は新株予約権を行使する ことが出来ない。（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要す るものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	

平成21年6月26日定時株主総会決議（第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション））

	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）	
新株予約権の数（個）	27（注）1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	27,000（注）1	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり	1（注）2
新株予約権の行使期間	自平成21年7月2日 至平成41年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格	280 資本組入額 140
新株予約権の行使の条件	当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員 のいずれかの地位を有する時は新株予約権を行使する ことが出来ない。（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要す るものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	

（注）1．新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、1,000株です。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

2．各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とします。

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。

4．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成19年7月3日取締役会決議（2012年7月20日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	4,900
新株予約権の数（個）	980
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,342,569（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 397（注）2
新株予約権の行使期間	自平成19年8月3日 至平成24年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 397 資本組入額 199 （注）3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．本新株予約権の行使により、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）すべき当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額（500万円）の合計額を、下記（注）2により決定される転換価額で除した数とします。但し、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。なお、下記転換価額で算出される新株予約権の目的となる株式の数の最大整数は、第1四半期会計期間末現在で12,342,569株です。

2．新株予約権の行使時の払込金額

- (1)各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
- (2)平成22年6月7日の取締役会決議により当社が同年6月22日を払込期日として発行した当社普通株式15,000,000株の新株式の1株あたり発行価格、及び同年7月22日を払込日として発行した当社普通株式2,000,000株の新株式の1株あたり払込金額が、本新株予約権付社債の社債要項で定める時価を下回るため、同年6月23日付で397.0円に、さらに同年7月23日付で395.2円に調整されています。
- (3)転換価額は、当社が本新株予約権付社債発行後、当社普通株式の時価を下回る金額で新たに普通株式を交付する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式（当社の保有するものを除く。）の総数を指します。

$$\begin{aligned} & \text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり時価}} \end{aligned}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整されることがあります。但し、当社のストック・オプション・プランに基づく場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われません。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- (1) 当社が組織再編等を行う場合、その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果）法律上実行可能であり、その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能で、これにつきDaiwa Capital Markets Europe Limitedとの間で合意し、かつその全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出（租税負担を含む。）を当社又は承継会社等（以下に定義する。）に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせるよう最善の努力をしなければなりません。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称するというものとします。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりです。
- 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従う。なお、転換価額は上記1と同様の調整に服する。
- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- () 組織再編等の場合（当社及び承継会社等が上記（ ）の代わりに本（ ）の適用を選択した場合には、合併、株式交換又は株式移転の場合を含む。）には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。
- 新株予約権を行使できる期間
当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- その他の新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年6月22日 (注)1	15,000	126,989	1,919	20,265	1,919	18,356

(注) 1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 269円
 発行価額 255.94円
 資本組入額 127.97円
 払込金総額 3,839百万円

2. 平成22年7月22日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が2,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ255百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,172,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 109,246,000	109,246	-
単元未満株式	普通株式 571,476	-	-
発行済株式総数	111,989,476	-	-
総株主の議決権	-	109,246	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、自己株式362株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
センコー株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番30号	2,172,000	-	2,172,000	1.94
計	-	2,172,000	-	2,172,000	1.94

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	390	388	378
最低(円)	331	343	266

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大手前監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,567	14,504
受取手形及び営業未収入金	30,825	30,364
商品	839	1,237
販売用不動産	24	24
貯蔵品	139	112
仕掛品	254	202
その他	5,635	5,043
貸倒引当金	47	44
流動資産合計	51,239	51,445
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 38,562	1 36,669
土地	35,408	35,401
その他(純額)	1 10,178	1 10,164
有形固定資産合計	84,149	82,235
無形固定資産	4,089	3,616
投資その他の資産		
差入保証金	8,690	8,728
繰延税金資産	5,115	5,007
その他	17,737	17,348
貸倒引当金	252	251
投資その他の資産合計	31,290	30,832
固定資産合計	119,529	116,685
資産合計	170,769	168,131

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	21,988	22,473
短期借入金	14,817	15,320
未払法人税等	178	1,845
賞与引当金	1,594	3,384
役員賞与引当金	21	84
その他	10,251	8,251
流動負債合計	48,852	51,359
固定負債		
社債	7,000	7,000
転換社債型新株予約権付社債	4,900	4,900
長期借入金	31,294	31,396
退職給付引当金	9,945	9,907
役員退職慰労引当金	42	53
特別修繕引当金	59	25
資産除去債務	287	-
その他	8,826	8,366
固定負債合計	62,354	61,648
負債合計	111,206	113,008
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,265	18,345
資本剰余金	18,527	16,607
利益剰余金	19,834	19,604
自己株式	773	772
株主資本合計	57,853	53,785
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2	49
繰延ヘッジ損益	19	22
為替換算調整勘定	21	3
評価・換算差額等合計	1	23
新株予約権	80	80
少数株主持分	1,631	1,233
純資産合計	59,562	55,123
負債純資産合計	170,769	168,131

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
営業収益	52,009	58,899
営業原価	47,552	53,886
営業総利益	4,456	5,013
販売費及び一般管理費	3,085	3,533
営業利益	1,370	1,479
営業外収益		
受取利息	50	48
受取配当金	235	235
その他	160	167
営業外収益合計	446	451
営業外費用		
支払利息	282	293
その他	119	112
営業外費用合計	401	405
経常利益	1,415	1,526
特別損失		
固定資産除却損	195	143
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	130
リース解約損	68	22
過年度損益修正損	180	-
特別損失合計	444	295
税金等調整前四半期純利益	971	1,230
法人税、住民税及び事業税	145	123
法人税等調整額	349	440
法人税等合計	494	563
少数株主損益調整前四半期純利益	-	666
少数株主利益又は少数株主損失 ()	11	11
四半期純利益	487	654

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	971	1,230
減価償却費	1,207	1,326
固定資産除却損	195	143
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	130
退職給付引当金の増減額(は減少)	261	38
賞与引当金の増減額(は減少)	1,301	1,789
受取利息及び受取配当金	286	284
支払利息	282	293
売上債権の増減額(は増加)	12	446
たな卸資産の増減額(は増加)	315	318
仕入債務の増減額(は減少)	136	75
その他	540	1,014
小計	172	20
利息及び配当金の受取額	87	87
利息の支払額	229	244
法人税等の支払額	875	1,699
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,190	1,836
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	504	1,285
有形固定資産の売却による収入	165	22
投資有価証券の取得による支出	4	4
投資有価証券の売却による収入	21	2
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	216	-
関係会社株式の取得による支出	-	10
その他	17	771
投資活動によるキャッシュ・フロー	555	2,046
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	7,000	500
長期借入金の返済による支出	257	105
社債の償還による支出	7,000	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	-	321
株式の発行による収入	-	3,839
自己株式の取得による支出	1	1
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	411	406
その他	272	64
財務活動によるキャッシュ・フロー	942	2,440
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	9
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,684	1,433
現金及び現金同等物の期首残高	11,748	14,504
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	35	495
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,098	13,567

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、奈良センコー物流株式会社及びセンコー住宅物流株式会社は新たに設立したため、大連三興物流有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 44社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益がそれぞれ4百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が1億34百万円減少しております。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	前第1四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「ファイナンス・リース債務の返済による支出」は重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「ファイナンス・リース債務の返済による支出」は225百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一般債権の貸倒見積高の算定については、当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末で用いた貸倒実績率を使用しております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断については、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予想やタックスプランニングを使用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)			前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
1 有形固定資産の減価償却累計額 63,304百万円			1 有形固定資産の減価償却累計額 62,950百万円		
2 偶発債務			2 偶発債務		
(1) 保証債務			(1) 保証債務		
	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容		保証金額 (百万円)	被保証債務の内容
扇興物流(上海) 有限公司	6	リース債務に対す る連帯保証	扇興物流(上海) 有限公司	8	リース債務に対す る連帯保証
計	6	-	計	8	-
(2) 売掛債権及び手形信託に係る偶発債務 売掛債権及び手形債権流動化による買戻し条件付 債権売却額2,347百万円に伴う買戻し義務限度額781 百万円があります。			(2) 売掛債権及び手形信託に係る偶発債務 売掛債権及び手形債権流動化による買戻し条件付 債権売却額2,694百万円に伴う買戻し義務限度額 1,388百万円があります。		
(3) 差入保証金の流動化に伴う遡及義務 150百万円			(3) 差入保証金の流動化に伴う遡及義務 150百万円		

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。		販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。	
給与手当	1,086百万円	給与手当	1,197百万円
賞与引当金繰入額	212百万円	賞与引当金繰入額	257百万円
役員賞与引当金繰入額	18百万円	役員賞与引当金繰入額	21百万円
退職給付引当金繰入額	87百万円	退職給付引当金繰入額	98百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	9,298百万円	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている現金及び預金勘定の残高とは一致しております。	
預入期間が3か月を超える定期預金	200百万円		
現金及び現金同等物	9,098百万円		

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 126,989,476株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,174,664株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 80百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	439	4.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年6月22日を払込期日とする公募増資を実施いたしました。

この結果、当第1四半期連結会計期間において資本金が1,919百万円、資本剰余金が1,919百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が20,265百万円、資本剰余金が18,527百万円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

項目	運送事業 (百万円)	流通加工事業 (百万円)	他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に対する営業収益	30,653	17,778	3,577	52,009	-	52,009
(2) セグメント間の内部営業収益または振替高	714	1,111	2,347	4,174	(4,174)	-
計	31,368	18,890	5,925	56,183	(4,174)	52,009
営業利益	780	458	118	1,357	13	1,370

(注) 1. 事業区分は、事業内容及びその相互関連性に基づき区分しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 運送事業	貨物自動車運送事業、特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送事業、鉄道利用運送事業、海上運送事業及び内航運送業、港湾運送事業、国際運送取扱業等
(2) 流通加工事業	倉庫業、荷主の構内における原材料及び製品の包装・移動等の作業、物流センターの運営等
(3) その他事業	石油類販売事業、情報処理機器販売業、情報処理受託業、自動車修理事業等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの営業収益の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外営業収益】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外営業収益は連結営業収益の10%に満たないので、海外営業収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、トラック輸送、鉄道利用輸送、海上輸送等の輸送サービスと物流センターでの保管・流通加工サービスを組み合わせ、顧客に最適で高品質・高効率な物流システムを構築し、提供する物流事業を中心とし、石油類販売事業、情報処理機器等の販売事業、貿易事業及び情報処理受託業、自動車修理事業等の事業を展開しております。

従って、当社グループ事業の事業内容及び相互関連性に基づき、「物流事業」、「商事・貿易事業」、「その他事業」の3つの区分に分類しております。

「物流事業」は、自動車運送事業、鉄道運送事業、海上運送事業、国際運送事業、倉庫業、荷主の構内における原材料及び製品の包装・移動等の作業、物流センターの運営等を主なサービスとしております。

「商事・貿易事業」は、石油販売、商事販売及び貿易事業を主なサービスとしております。

「その他事業」は、情報処理受託業、自動車修理事業、保険代理業等を主なサービスとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流事業	商事・貿易 事業	その他事業		
計	51,568	8,844	1,613	3,127	58,899
営業収益					
外部顧客への営業収益	51,406	6,711	782	-	58,899
セグメント間の内部営業収益又は振替高	162	2,133	830	3,127	-
セグメント利益	1,273	99	111	4	1,479

(注)1. セグメント利益の調整額 4百万円には、セグメント間取引消去 3,127百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,122百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 463円50銭	1株当たり純資産額 489円99銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 4円44銭	1株当たり四半期純利益金額 5円89銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 4円0銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 5円31銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	487	654
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	487	654
期中平均株式数(千株)	109,807	111,133
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	12,082	12,206
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
平成22年6月7日開催の当社取締役会において、大和証券キャピタル・マーケット株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し(当社株主から借入れる当社普通株式2,000,000株の売出し)に関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式発行を決議し、平成22年7月22日に払込みが完了いたしました。その概要は次のとおりであります。	
1. 発行する株式の種類及び数	普通株式 2,000,000株
2. 発行価額	: 1株につき 255.94円
3. 発行価額の総額	: 511百万円
4. 資本組入額の総額	: 255百万円
5. 割当先	: 大和証券キャピタル・マーケット株式会社
6. 払込期日	: 平成22年7月22日
7. 資金の用途	: 当社が新たに開設する北関東拠点の用地購入及び建設のため

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月10日

センコー株式会社
取締役会 御中

大手前監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 芳朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセンコー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、センコー株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月10日

センコー株式会社
取締役会 御中

大手前監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 芳朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセンコー株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、センコー株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。